

東京都北区民設子育てひろば事業  
運営費補助事業者募集要項  
(令和6年度開設分)

令和6年1月

東京都北区  
子ども家庭支援センター

# 目 次

1	募集の概要.....	2
2	応募資格.....	2
3	募集内容.....	3
	（1）事業開始時期.....	3
	（2）募集施設数 .....	3
	（3）事業の内容 .....	3
	（4）実施要件 .....	5
4	補助制度.....	6
	（1）補助額.....	6
	（2）補助対象期間.....	6
	（3）注意事項 .....	6
5	募集スケジュール及び選定方法 .....	7
	（1）募集スケジュール（予定） .....	7
	（2）説明会 .....	7
	（3）質問・回答 .....	7
	（4）応募の手続き.....	8
	（5）選定方法及び審査基準 .....	8
6	その他 .....	9
7	別添資料.....	9
8	問い合わせ・書類提出先.....	9

## 1 募集の概要

北区では、地域の子育て支援機能の充実及び子育て親子の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、北区民設子育てひろば事業（以下「ひろば事業」という。）を行う事業者に対し、令和6年度より運営費の一部を補助します。そこで、北区民設子育てひろば事業運営費補助事業者を募集します。

補助金交付にあたっては、「東京都北区民設子育てひろば事業運営費補助要綱」のほか、関係法令等を遵守してひろば事業を運営する必要があります。

## 2 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の①～⑨の要件をすべて満たす事業者とします。複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

- ① 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体もしくは株式会社等で、地域社会において子育て支援する事業を実施する団体であること。
- ② ひろば事業を5年以上継続して実施する意思があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ④ 代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- ⑤ 応募時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑥ 東京都北区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧ 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。

### 3 募集内容

(1) 事業開始時期

令和6年7月

※準備が整った場合は、4月～6月開設も可能です。

※遅くとも7月中旬までには開設してください。

(2) 募集施設数

3施設（予定）

※開設予定地（王子地区1・赤羽地区1・滝野川地区1）

(3) 事業の内容

①基本事業（必須）

常設の子育てひろばを設置し、次の表に掲げる基本事業を全て実施してください。

基本事業	内 容
子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	ア おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者（これから子育てを始める親を含む。以下「子育て親子」という。）が、気軽にかつ自由に利用できる場を設けること。 イ 実施日時は、子育て親子が利用を希望するときに利用することができる時間帯を配慮し、週3日以上かつ1日5時間以上開設すること。
子育てに関する相談及び援助の実施	子育てに不安、悩み等をもっている保護者に対する相談及び援助を実施すること。
地域の子育て関連情報の提供	子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	子育て親子及び子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること。

②加算事業（任意）

基本事業を実施した上で、子育て支援機能の充実を図ることを目的として加算事業を実施した場合、別途加算の対象とします。

加算事業	内 容
乳幼児一時預かり事業	<p>地域の拠点として、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を時間単位で実施した場合</p> <p>(1) ひろばの開設時間に実施すること。</p> <p>(2) 同時間帯の定員を2名以上とすること。</p> <p>(3) 以下に掲げる要件を満たすこと。ただし、ひろばの職員（保育士又は研修修了者であるものをいう。）の支援を受けられる場合には、当該要件を保育士の資格を有する者を1名以上配置することとすることができる。</p> <p>(ア) 子育て支援に関して相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。</p> <p>(イ) 専任の者のうち1名以上は、保育士の資格を有し、保育について経験豊富である者を充てること。</p> <p>(ウ) 専任の者のうち保育士の資格を有しない者にあつては、区長が別に実施する研修又は相当と認めた研修を受講し、修了した者を充てること。</p>
地域支援の取組の実施	<p>地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組を月1回以上実施した場合</p> <p>(1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>(2) 地域の団体と協働して伝統行事等を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>(3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>(4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p>

育児参加促進講習の休日実施	両親等が共に参加しやすくするために、休日におおむね月2回以上、育児参加促進に関する講習会を実施した場合
出張ひろばの実施	<p>地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において実施し、次に掲げる要件を満たした場合</p> <p>(1) 開設日数は、週1日又は2日、かつ1日5時間以上とすること。</p> <p>(2) ひろば事業の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>(3) 実施場所は屋内とし、原則として、年間を通して同じ場所で実施すること。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。</p>

### ③その他

- ア 行政や関連機関、地域と連携して実施すること。
- イ 運営にあたっては、地域の人材を活用し、特に利用者が将来的に支援者となれるような仕組みづくりに努めること。
- ウ 利用統計及び事業報告書の提出等、ひろば事業運営に伴う関連業務を実施すること。

### (4) 実施要件

#### ①実施場所

事業実施にあたっては、事業を実施するための専用スペース（物件）を運営事業者が確保すること。

#### ②スペース及び設備

- ア 商店街の空き店舗、民間の子育て支援のための拠点施設、民家、マンション又はアパートの一室等、子育て親子が集うに適した場所で実施すること。
- イ 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- ウ ひろばのスペースは、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する専用のスペースを確保すること。
- エ ひろばには、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を設置すること。

### ③実施日時

週3日以上かつ1日5時間以上開設すること。ただし、子育て親子が利用を希望するときに利用することができるよう時間帯には配慮すること。

### ④職員配置

ア 子育て親子の支援に関して意欲のある専任の職員2人以上を配置すること。

イ 職員は、子育て親子の支援に関して相当の知識と経験豊かな者を配置すること。

### ⑤利用料

原則、無料とする。ただし、講習会の実施等教材費その他利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費を徴収することができます。

### ⑥保険加入

利用者の事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

## 4 補助制度

補助制度については、実際の交付額を保証するものではありません。補助額は予算の範囲内で決定します。

### (1) 補助額

別紙1「東京都北区民設子育てひろば事業運営費補助要綱」のとおり。

### (2) 補助対象期間

開設準備開始日から令和7年3月31日まで

※令和7年度以降も継続して運営していただきたいと考えています。

### (3) 注意事項

- 各区分の補助交付額は、基準額と補助対象経費の合計額とを比べて少ない方の額となります。(1,000円未満の端数切捨て)
- 他の助成金、補助金の交付対象となっている経費は、補助対象外です。
- 開設準備経費は、事業開始の初年度のみを対象とします。選定結果通知日以降かつ開設日前日までに支出したものが補助対象経費です。
- 補助金は、交付決定後に年額を4等分し、4回に分けて交付します。ただし、開設準備経費については、第一四半期分支払い時に一括交付します

## 5 募集スケジュール及び選定方法

### (1) 募集スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年1月5日（金）	募集要項の公表（北区ホームページに掲載）
令和6年1月5日（金） ～1月25日（木）午後5時	応募事業者向け説明会参加申込受付 質問の受付
令和6年1月31日（水）	応募事業者向け説明会及び質問回答 <u>※説明会の参加は、応募の必須条件です。</u>
令和6年2月21日（水）午後5時	申請書の受付締切
令和6年3月15日（金）午後 19日（火）午後	ヒアリング及び施設（予定地）実地調査
令和6年2月下旬～3月中旬	書類審査、選定委員会の開催等
令和6年3月下旬	選定結果通知

### (2) 説明会

事前にお申込みのうえ、応募予定の事業者は必ずご出席ください。説明会の参加は、応募の必須条件になります。

- ①日 時 令和6年1月31日（水）  
午後3時～（受付：午後2時45分～）
- ②場 所 北区子ども家庭支援センター 2階会議室  
北区王子6-7-3（旧清至中学校別棟）
- ③申込方法 令和6年1月25日（木）までに、電子申請にてお申込みください。
- ※駐車場はありませんので、来所の際は公共交通機関をご利用ください。



▲電子申請はこちら

### (3) 質問・回答

- ①受付期間 令和6年1月5日（金）～1月25日（木）午後5時
- ②方 法 **別紙2**「質問票」に記載のうえ、電子メールで提出してください。  
件名は、「民設子育てひろば事業質問（事業者名）」としてください。  
メールアドレス [koka@city.kita.lg.jp](mailto:koka@city.kita.lg.jp)
- ③回答方法 質問者名を伏せたうえで、説明会の際に回答します。

#### (4) 応募の手続き

- ①受付期間 令和6年1月5日（金）～2月21日（水）午後5時
- ②提出場所 子ども家庭支援センター（下記8 書類提出先のとおり）
- ③提出方法 郵送または持参によりご提出ください。  
※提出に際しては、可能な限り事前に電話予約のうえでお越しください。
- ④提出書類 **別紙3**「北区民設子育てひろば運営費補助事業者応募申請様式集」の様式2  
「提出書類一覧」により、必要書類を作成してください。
- ⑤提出部数 ▶正本1部・副本6部  
提出書類は、様式2「提出書類一覧」の No.1～No.15の順に A4縦型フラットファイルに綴じて、各項目にインデックス（見出し）を付けてください。  
▶電子データ  
提出書類一式（PDF形式）を電子メールでも提出してください。  
件名は、「民設子育てひろば事業応募申請書（事業者名）」としてください。  
メールアドレス [koka@city.kita.lg.jp](mailto:koka@city.kita.lg.jp)

#### (5) 選定方法及び審査基準

- ①選定委員会における審査  
公募型プロポーザル方式に準じて実施し、応募事業者について、選定委員会において審査を行います。応募多数の場合には、書類による一次審査を行う場合があります。
- ②選定方法等  
書類審査、ヒアリング及び実地調査等により選定します。
- ③審査基準  
**別紙4**「審査基準」のとおり
- ④選定結果の通知・公表  
選定結果は、すべての応募事業者に対し文書で通知します。

## 6 その他

- ① 応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類等に虚偽の記載をした場合には、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした事業者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- ④ 郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、受け付けません。
- ⑤ 提出された書類は、本選定以外の目的に提出者に無断で使用することはありません。
- ⑥ 書類提出後は、原則、書類に記載された内容の変更を認めません。ただし、北区が必要と認める場合は、内容の修正や追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑦ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑧ 選定過程については公表しません。また、選定結果についての意義申し立ては認めません。
- ⑨ この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定めます。

## 7 別添資料

- 別紙1 東京都北区民設子育てひろば事業運営費補助要綱
- 別紙2 質問票
- 別紙3 北区民設子育てひろば運営費補助事業者応募申請様式集
- 別紙4 審査基準

## 8 問い合わせ・書類提出先

北区子ども家庭支援センター 担当：泉  
住所：北区王子6-7-3（旧清至中学校別棟）  
電話：03-3914-9565 メールアドレス：koka@city.kita.lg.jp  
受付時間：平日 午前9時～午後5時